

16 危機発生に備えた準備情報収集管理体制の構築
食中毒・感染症等健康被害担当者の所内連携

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目 安が不適 当		D (要改 善)	C (一部要 改善)	B (普通)	A (良好)	その他	計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)						
都道府県保健所	55	3	4	76	79	4	8	237	0	237
指定都市保健所	24	0	0	1	0	1	0	26	0	26
中核市保健所	17	0	0	2	1	1	5	26	0	26
保健所政令市保健所	3	0	0	0	1	0	0	4	0	4
東京都特別区保健所	10	1	1	0	2	0	1	15	0	15
計	109	4	5	79	83	5	15	308	8	308

A.定期的把握している(前記5項目)
B.不定期だが把握している
C.体制を検討中
D.何もしていない

13 危機発生の未然防止監視業務
水道事業体の監視業務状況の把握(項目8-12の実施状況の把握)

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目 安が不適 当		D (要改 善)	C (一部要 改善)	B (普通)	A (良好)	その他	計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)						
都道府県保健所	55	3	4	76	79	4	8	237	0	237
指定都市保健所	24	0	0	1	0	1	0	26	0	26
中核市保健所	17	0	0	2	1	1	5	26	0	26
保健所政令市保健所	3	0	0	0	1	0	0	4	0	4
東京都特別区保健所	10	1	1	0	2	0	1	15	0	15
計	109	4	5	79	83	5	15	308	8	308

A.定期的把握している(前記5項目)
B.不定期だが把握している
C.体制を検討中
D.何もしていない

14 危機発生に備えた準備情報収集管理体制の構築
主管理、関係機関との連携確保

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目 安が不適 当		D (要改 善)	C (一部要 改善)	B (普通)	A (良好)	その他	計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)						
都道府県保健所	35	5	1	35	67	75	11	237	8	237
指定都市保健所	1	0	0	8	15	2	0	26	0	26
中核市保健所	2	0	0	6	7	10	1	26	0	26
保健所政令市保健所	1	0	0	2	0	1	0	4	0	4
東京都特別区保健所	1	0	0	5	4	4	1	15	0	15
計	40	5	1	56	93	92	13	308	8	308

A.定期的実施している
B.不定期だが実施している
C.何らかの情報提供をしている
D.何もしていない

15 危機発生の未然防止住民に対する普及啓発
水道水の汚染についての情報提供

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目 安が不適 当		D (要改 善)	C (一部要 改善)	B (普通)	A (良好)	その他	計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)						
都道府県保健所	91	5	6	20	43	48	16	237	8	237
指定都市保健所	21	0	0	2	1	0	2	26	0	26
中核市保健所	18	0	0	1	2	3	1	26	0	26
保健所政令市保健所	3	0	0	0	0	1	0	4	0	4
東京都特別区保健所	2	0	0	1	4	7	1	15	0	15
計	135	5	7	24	50	59	20	308	8	308

A.定期的実施している
B.不定期だが実施している
C.何らかの情報提供をしている
D.何もしていない

17 危機発生に備えた準備情報収集管理体制の構築
主管課、関係機関との連携確保

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目 安が不適 当		D (要改 善)	C (一部要 改善)	B (普通)	A (良好)	その他	計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)						
都道府県保健所	21	1	0	143	51	9	3	237	9	237
指定都市保健所	4	0	0	5	15	2	0	26	0	26
中核市保健所	4	1	0	10	5	5	1	26	0	26
保健所政令市保健所	1	0	0	1	1	1	0	4	0	4
東京都特別区保健所	1	0	0	5	6	3	0	15	0	15
計	31	2	0	164	78	20	4	308	9	308

A.体制は確立されており、機能している
B.具体的な体制はできていない
C.体制はあるが具体的なではない
D.何もしていない

18 危機発生に備えた準備情報収集管理体制の構築
水道事故発生時の対応マニュアルの作成と改訂

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目 安が不適 当		D (要改 善)	C (一部要 改善)	B (普通)	A (良好)	その他	計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)						
都道府県保健所	36	2	1	95	68	19	8	237	8	237
指定都市保健所	7	0	0	3	14	2	0	26	0	26
中核市保健所	11	0	0	5	5	2	3	26	0	26
保健所政令市保健所	2	0	0	0	1	1	0	4	0	4
東京都特別区保健所	2	0	0	2	8	2	1	15	0	15
計	58	2	1	105	96	26	12	308	8	308

A.体制は確立されており、機能している
B.具体的な体制はできていない
C.体制はあるが具体的なではない
D.何もしていない

22 危機発生に備えた準備原因究明に必要な体制
外部専門機関リスト(日本中毒センター等)

評価 (カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 基準・目 が不適当 当	3.評価の A (良好) B (普通) C (一部要 改善) D (要改 善)	その他	
都道府県保健所	70	9	42	21	8
指定都市保健所	19	1	2	0	0
中核市保健所	8	1	3	0	0
保健所政令市保健所	1	1	2	2	1
東京都特別区保健所	3	2	4	1	0
計	101	15	51	24	69

- A. リストを作成し、活用中
B. リストは作成済みだが、未活用
C. リストの作成を検討中
D. 何もしていない

23 危機発生に備えた準備原因究明に必要な体制
専門家・専門機関との連携

評価 (カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 基準・目 が不適当 当	3.評価の A (良好) B (普通) C (一部要 改善) D (要改 善)	その他	
都道府県保健所	76	10	36	40	44
指定都市保健所	18	1	4	0	0
中核市保健所	8	0	3	1	12
保健所政令市保健所	1	0	0	1	2
東京都特別区保健所	3	1	2	1	7
計	106	12	45	43	65

- A. 体制は確立されており、機能している
B. 具体的な体制はできている
C. 体制はあるが具体的ではない
D. 何もしていない

24 危機発生時の未然防止地域医療体制の構築
災害時、感染症医療体制

評価 (カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 基準・目 が不適当 当	3.評価の A (良好) B (普通) C (一部要 改善) D (要改 善)	その他	
都道府県保健所	48	12	69	35	16
指定都市保健所	15	2	8	0	0
中核市保健所	5	1	7	3	4
保健所政令市保健所	2	0	2	0	0
東京都特別区保健所	2	2	5	2	1
計	72	17	91	40	21

- A. 体制は確立されており、機能している
B. 具体的な体制はできている
C. 体制はあるが具体的ではない
D. 何もしていない

19 危機発生に備えた準備情報収集管理体制の構築
水道事業者を対象とした本子チェックリストによるチェックの実施

評価 (カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 基準・目 が不適当 当	3.評価の A (良好) B (普通) C (一部要 改善) D (要改 善)	その他	
都道府県保健所	71	26	42	10	43
指定都市保健所	23	1	0	0	1
中核市保健所	17	0	3	0	5
保健所政令市保健所	4	0	0	0	0
東京都特別区保健所	8	1	3	0	2
計	123	29	48	10	51

- A. チェックリストが完成されており、実施している
B. チェックリストは作成されている
C. チェックリストは作成中である
D. 何もしていない

20 危機発生に備えた準備情報収集管理体制の構築
水道事業者の危機管理体制の把握
(各水道事業者について本子チェックリストによるチェック状況が把握、整理できているか)

評価 (カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 基準・目 が不適当 当	3.評価の A (良好) B (普通) C (一部要 改善) D (要改 善)	その他	
都道府県保健所	67	22	56	12	37
指定都市保健所	23	1	0	0	1
中核市保健所	17	0	3	0	6
保健所政令市保健所	4	0	0	0	0
東京都特別区保健所	7	1	2	0	4
計	118	24	61	12	48

- A. 定期的に把握している(前記3項目)
B. 不定期だが把握している
C. 体制を検討中
D. 何もしていない

21 危機発生に備えた準備原因究明に必要な体制
健康危機管理支援情報システム

評価 (カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 基準・目 が不適当 当	3.評価の A (良好) B (普通) C (一部要 改善) D (要改 善)	その他	
都道府県保健所	77	10	38	17	42
指定都市保健所	16	1	4	0	1
中核市保健所	8	0	3	2	8
保健所政令市保健所	1	2	0	1	0
東京都特別区保健所	3	2	4	0	4
計	105	15	49	20	55

- A. マニュアルを作成し、活用中
B. マニュアルは作成済みだが、未活用
C. マニュアルの作成を検討中
D. 何もしていない

25 危機発生に備えた準備代替水の確保(応急資機材の確保、保有状況、非常時の水源確保の検討(保健所の体制))

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	3.評価の 基準・目 安が不適 当			D (要改 善)	その他	計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)			
都道府県保健所	4	11	29	42	24	10
指定都市保健所	1	2	2	1	0	0
中核市保健所	1	1	2	1	9	0
保健所政令市保健所	0	0	0	0	1	0
東京都特別区保健所	0	2	2	1	2	0
計	156	14	35	45	36	10

A.十分な台数が確保されている
B.飲用井戸等を含めて把握している
C.水道事業者の予備水源については把握
D.何も把握していない

26 危機発生に備えた準備代替水の確保(応急資機材の確保、保有状況、給水車(保健所では、必要な場合に要請できる体制ができていますか))

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	3.評価の 基準・目 安が不適 当			D (要改 善)	その他	計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)			
都道府県保健所	2	14	15	14	29	9
指定都市保健所	1	2	0	0	0	0
中核市保健所	1	2	3	0	4	0
保健所政令市保健所	0	0	1	0	0	0
東京都特別区保健所	0	2	2	0	1	0
計	194	18	21	14	34	9

A.十分な台数が確保されている
B.台数は一応確保されているが不安がある
C.台数が不足している
D.何も把握していない

27 危機発生に備えた準備代替水の確保(応急資機材の確保、保有状況、給水タンク(保健所では、必要な場合に要請できる体制ができていますか))

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	3.評価の 基準・目 安が不適 当			D (要改 善)	その他	計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)			
都道府県保健所	4	13	23	9	26	9
指定都市保健所	1	2	0	0	0	0
中核市保健所	0	1	2	0	6	0
保健所政令市保健所	0	0	1	0	0	0
東京都特別区保健所	1	2	2	1	0	0
計	191	16	27	9	33	9

A.十分な台数が確保されている
B.一応確保されているが不安がある
C.数が不足している
D.何も把握していない

28 危機発生に備えた準備代替水の確保(応急資機材の確保、保有状況、ポリ容器、ペットボトル等(保健所では、必要な場合に要請できる体制ができていますか))

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	3.評価の 基準・目 安が不適 当			D (要改 善)	その他	計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)			
都道府県保健所	5	10	31	10	23	9
指定都市保健所	1	0	0	0	0	0
中核市保健所	1	2	1	0	7	0
保健所政令市保健所	0	0	0	0	0	0
東京都特別区保健所	1	2	2	0	2	0
計	186	7	35	10	32	9

A.十分な確保されている
B.一応確保されているが不安がある
C.数が不足している
D.何も把握していない

29 危機発生に備えた準備代替水の確保(応急資機材の確保、保有状況、迅速な復旧・応急処置)

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	3.評価の 基準・目 安が不適 当			D (要改 善)	その他	計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)			
都道府県保健所	3	5	7	6	20	10
指定都市保健所	1	0	0	0	1	0
中核市保健所	0	1	0	0	2	0
保健所政令市保健所	0	0	0	0	0	0
東京都特別区保健所	0	0	2	2	2	0
計	238	4	9	8	25	10

A.緊急指定業者と協定が締結されている
B.協定はないが、緊急時の指定業者が決まっている
C.一応業者は把握しているが、指定はしていない
D.何も把握していない

30 危機発生に備えた準備飲用井戸の管理指導
市町村の井戸箇所の把握(市町村等が把握した情報の入手含む)

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	3.評価の 基準・目 安が不適 当			D (要改 善)	その他	計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)			
都道府県保健所	0	2	19	83	54	10
指定都市保健所	5	0	1	13	2	0
中核市保健所	0	1	1	8	3	0
保健所政令市保健所	1	0	0	1	1	0
東京都特別区保健所	3	2	5	1	3	0
計	64	0	27	109	69	10

A.ほぼ全数把握している
B.ある程度把握している
C.大型事業所のみ把握して
D.把握していない

34 危機発生に備えた準備資質の向上、知見の集積
地域関係者研修

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	2.具体的 評価指標 が不適当 である			3.評価の 基準・目 安が不適 当			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)	その他	計	
都道府県保健所	77	4	7	20	21	23	10
指定都市保健所	15	1	1	1	4	1	3
中核市保健所	7	0	1	0	3	1	13
保健所政令市保健所	3	0	0	0	0	0	0
東京都特別区保健所	4	1	0	1	2	0	4
計	106	7	9	22	30	25	89

- A.定期的に実施している
- B.不定期だが実施している
- C.検討中である
- D.何もしない

35 対応体制(行政対応)健康危機事例発生認識
迅速かつ的確な介入の判断(所内対応体制の構築)

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	2.具体的 評価指標 が不適当 である			3.評価の 基準・目 安が不適 当			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)	その他	計	
都道府県保健所	46	28	27	45	16	14	16
指定都市保健所	9	1	2	0	0	0	1
中核市保健所	4	1	6	1	7	2	5
保健所政令市保健所	1	0	0	0	1	2	0
東京都特別区保健所	0	2	6	1	4	1	0
計	60	32	41	47	70	21	20

- A.マニュアルを活用し、判断した
- B.マニュアルは作成済だが、未活用
- C.マニュアル作成検討中
- D.何もしなかった

36 対応体制(行政対応)健康危機事例発生認識
関係機関との早期連携

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	2.具体的 評価指標 が不適当 である			3.評価の 基準・目 安が不適 当			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)	その他	計	
都道府県保健所	42	25	30	44	22	13	17
指定都市保健所	9	1	2	0	13	0	1
中核市保健所	4	1	5	3	5	1	7
保健所政令市保健所	1	0	0	0	0	3	0
東京都特別区保健所	0	2	8	1	2	1	0
計	56	29	45	48	64	27	21

- A.体制は確立されており、機能した
- B.具体的な体制はできていた
- C.体制はあるが具体的でなかった
- D.何もしなかった

31 危機発生に備えた準備飲用井戸の管理指導
市町村井戸台帳管理の推進(市町村等が把握した情報の入手含む)

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	2.具体的 評価指標 が不適当 である			3.評価の 基準・目 安が不適 当			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)	その他	計	
都道府県保健所	65	12	52	31	62	10	237
指定都市保健所	6	2	13	1	3	0	26
中核市保健所	6	1	2	4	13	0	26
保健所政令市保健所	1	0	0	0	2	0	4
東京都特別区保健所	3	2	5	2	3	0	15
計	81	2	72	38	83	10	308

- A.体制は確立されており、機能している
- B.具体的な体制はできていない
- C.体制はあるが具体的なではない
- D.何もしない

32 危機発生に備えた準備飲用井戸の管理指導
施設・水質の定期及び臨時の検査

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	2.具体的 評価指標 が不適当 である			3.評価の 基準・目 安が不適 当			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)	その他	計	
都道府県保健所	67	26	47	32	44	11	237
指定都市保健所	12	3	7	0	2	0	26
中核市保健所	6	3	4	1	11	0	26
保健所政令市保健所	1	1	1	1	0	0	4
東京都特別区保健所	4	0	4	1	4	0	15
計	90	33	63	35	61	11	308

- A.体制は確立されており、機能している
- B.具体的な体制はできていない
- C.体制はあるが具体的なではない
- D.何もしない

33 危機発生に備えた準備資質の向上、知見の集積
シミュレーション訓練(マニュアルの検証)

評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある (カ所)	2.具体的 評価指標 が不適当 である			3.評価の 基準・目 安が不適 当			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)	その他	計	
都道府県保健所	71	4	53	10	62	9	237
指定都市保健所	8	1	14	1	0	0	26
中核市保健所	7	0	6	2	10	0	26
保健所政令市保健所	3	0	0	1	0	0	4
東京都特別区保健所	4	1	5	0	5	0	15
計	93	6	78	14	77	9	308

- A.マニュアルを参照し実施している
- B.マニュアルは作成済だが、訓練未実施
- C.マニュアル作成検討中
- D.何もしない

37 対応体制(行政対応)情報のチェック情報の信頼性の確認

評価 (カ所)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)	その他
都道府県保健所	53	30	29	36	39	15	18	17	237
指定都市保健所	10	7	3	0	5	0	0	1	26
中核市保健所	4	2	7	1	6	2	4	0	26
保健所政令市保健所	1	0	0	0	0	3	0	0	4
東京都特別区保健所	0	3	7	2	2	0	1	0	15
計	68	42	46	39	52	20	23	18	308

- A.マニュアルを活用し、確認した
 B.マニュアルは作成済だが、未活用
 C.マニュアル作成検討中
 D.何もなかった

38 対応体制(行政対応)介入可能レベルの判断外部応募依頼の判断

評価 (カ所)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)	その他
都道府県保健所	70	26	28	23	40	12	20	18	237
指定都市保健所	17	1	3	0	4	0	0	1	26
中核市保健所	5	0	7	1	4	3	6	0	26
保健所政令市保健所	1	0	0	0	0	0	0	0	4
東京都特別区保健所	1	3	7	2	2	0	0	0	15
計	94	30	45	26	50	18	26	19	308

- A.マニュアルを活用し、判断した
 B.マニュアルは作成済だが、未活用
 C.マニュアル作成検討中
 D.何もなかった

39 原因究明情報収集
 理地での積極的疫学調査の実施

評価 (カ所)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)	その他
都道府県保健所	56	33	32	24	43	19	12	18	237
指定都市保健所	9	2	3	0	10	0	1	1	26
中核市保健所	4	0	8	1	5	3	4	1	26
保健所政令市保健所	2	0	0	0	0	2	0	0	4
東京都特別区保健所	1	2	9	2	1	0	0	0	15
計	72	37	52	27	59	24	17	20	308

- A.マニュアルを活用し、実施した
 B.マニュアルは作成済だが、未活用
 C.マニュアル作成検討中
 D.何もなかった

40 原因究明情報収集
 早期からの専門機関との連携(接社会)

評価 (カ所)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)	その他
都道府県保健所	66	31	29	17	35	24	17	18	237
指定都市保健所	17	1	3	0	4	0	0	1	26
中核市保健所	4	0	9	1	4	1	6	1	26
保健所政令市保健所	2	0	0	0	0	2	0	0	4
東京都特別区保健所	1	2	9	2	1	0	0	0	15
計	90	34	50	20	44	27	23	20	308

- A.体制は確立されており、機能した
 B.具体的な体制はできていた
 C.体制はあるが具体的にできなかった
 D.何もなかった

41 具体的対応広報・報道対応市町村・関係機関と連携し、危機情報、安全確保対策を住民へ提供

評価 (カ所)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)	その他
都道府県保健所	71	28	30	25	31	25	9	18	237
指定都市保健所	18	1	3	0	3	0	0	1	26
中核市保健所	4	0	8	2	4	3	2	3	26
保健所政令市保健所	1	0	0	0	0	0	3	0	4
東京都特別区保健所	2	1	8	2	2	0	0	0	15
計	96	30	49	29	40	31	11	22	308

- A.体制は確立されており、機能した
 B.具体的な体制はできていた
 C.体制はあるが具体的にできなかった
 D.何もなかった

42 具体的対応広報・報道対応一元的対応体制の確保(対マスコミ)

評価 (カ所)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)	その他
都道府県保健所	88	28	29	29	22	15	8	18	237
指定都市保健所	18	1	3	3	3	0	0	1	26
中核市保健所	5	0	8	3	4	2	2	2	26
保健所政令市保健所	1	0	0	0	1	2	0	0	4
東京都特別区保健所	3	1	7	3	3	1	0	0	15
計	115	30	47	35	31	19	10	21	308

- A.体制は確立されており、機能した
 B.具体的な体制はできていた
 C.体制はあるが具体的にできなかった
 D.何もなかった

43 具体的対応水使用制限
関係機関による正確な情報収集体制(水質検査結果、半径500m以内の井戸水の水質検査の実施等)

評価 (カ所)	評価					計		
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指 標が不 適当 当	3.評価の 基準・目 安が不 適当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)
都道府県保健所	54	28	35	33	39	17	13	18
指定都市保健所	15	2	2	1	2	3	0	1
中核市保健所	7	0	9	1	2	2	3	2
保健所政令市保健所	2	0	0	0	1	1	0	0
東京都特別区保健所	0	1	10	0	4	0	0	0
計	78	31	56	35	48	23	16	21

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが真体的でなかった
D.何もなかった

44 具体的対応救急医療体制
地域救急医療体制の稼働

評価 (カ所)	評価					計		
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指 標が不 適当 当	3.評価の 基準・目 安が不 適当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)
都道府県保健所	47	38	42	16	45	18	10	21
指定都市保健所	18	1	3	1	2	0	0	1
中核市保健所	7	1	7	3	1	3	2	2
保健所政令市保健所	2	0	0	0	1	1	0	0
東京都特別区保健所	4	0	8	1	2	0	0	0
計	78	40	60	21	51	22	12	24

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが真体的でなかった
D.何もなかった

45 具体的対応救急医療体制
外部への救護要請

評価 (カ所)	評価					計		
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指 標が不 適当 当	3.評価の 基準・目 安が不 適当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)
都道府県保健所	58	38	41	9	41	15	14	21
指定都市保健所	18	1	3	1	2	0	0	1
中核市保健所	7	1	7	3	1	3	2	2
保健所政令市保健所	3	0	0	0	0	1	0	0
東京都特別区保健所	4	0	8	0	3	0	0	0
計	90	40	59	13	47	19	16	24

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが真体的でなかった
D.何もなかった

46 具体的対応水使用制限
改善の指示(法36条)、給水停止命令(法37条)、水道用水の緊急応援(法40条)の適切な運用(理由の明示)

評価 (カ所)	評価					計		
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指 標が不 適当 当	3.評価の 基準・目 安が不 適当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)
都道府県保健所	74	26	33	25	34	22	5	18
指定都市保健所	16	1	3	0	3	2	0	1
中核市保健所	8	0	6	2	2	4	2	2
保健所政令市保健所	2	0	0	0	1	1	0	0
東京都特別区保健所	1	1	8	1	2	0	0	0
計	103	28	50	28	42	29	7	21

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが真体的でなかった
D.何もなかった

47 具体的対応復旧体制
迅速な復旧対応、応急処置

評価 (カ所)	評価					計		
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指 標が不 適当 当	3.評価の 基準・目 安が不 適当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)
都道府県保健所	111	29	34	10	22	5	8	18
指定都市保健所	20	1	4	0	0	0	0	1
中核市保健所	12	0	4	0	3	2	3	2
保健所政令市保健所	3	0	1	1	0	0	0	0
東京都特別区保健所	5	0	7	1	2	0	0	0
計	151	30	50	11	27	7	11	21

A.発生直後に対応した
B.発生日中に対応した
C.翌日以降に対応した
D.何もなかった

48 具体的対応代替水の確保
早急な代替水の提供(保健所では、代替水提供要請先の確認を含む)

評価 (カ所)	評価					計		
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指 標が不 適当 当	3.評価の 基準・目 安が不 適当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)
都道府県保健所	97	28	36	10	25	7	16	18
指定都市保健所	19	2	4	0	0	0	0	1
中核市保健所	9	0	7	0	1	3	4	2
保健所政令市保健所	3	0	0	0	0	1	0	0
東京都特別区保健所	5	1	7	1	2	0	0	0
計	133	30	54	11	28	11	20	21

A.具体的なリストが作成されており、機能した
B.具体的なリストはできていた
C.リストはあるが真体的でなかった
D.何もなかった

49 具体的対応代替水の確保
緊急水質検査の実施(保健所は事業体の管轄外の戸水等飲料水について実施)

評価 (カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	4.その他	
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)	
都道府県保健所	82	27	43	16	237
指定都市保健所	17	1	4	0	26
中核市保健所	8	0	7	1	26
保健所政令市保健所	2	0	0	3	4
東京都特別区保健所	2	0	1	0	15
計	111	29	62	19	308

A.発生と同時に実施
B.発生から半日以内に実施
C.半日以後に実施
D.何もなかった

50 具体的対応代替水の確保
市町村相互応援の調整

評価 (カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	4.その他	
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)	
都道府県保健所	98	29	30	17	237
指定都市保健所	20	1	4	0	26
中核市保健所	11	0	7	1	26
保健所政令市保健所	3	0	1	3	4
東京都特別区保健所	4	1	8	0	15
計	136	31	50	18	308

A.マニュアルを活用し実施した
B.マニュアルは作成済だが、未活用
C.マニュアル作成検討中
D.何もなかった

51 具体的対応住民相談窓口の設置
早期窓口設置(住民相談マニュアル)

評価 (カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	4.その他	
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)	
都道府県保健所	54	38	46	21	237
指定都市保健所	11	4	4	0	26
中核市保健所	7	1	8	1	26
保健所政令市保健所	1	0	0	2	4
東京都特別区保健所	0	2	9	1	15
計	73	45	67	23	308

A.公表と同時に設置
B.公表後1日以内に設置
C.公表後1日以上に設置
D.何もなかった

52 具体的対応住民相談窓口の設置
特異的健康相談(健康診断)

評価 (カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	4.その他	
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)	
都道府県保健所	57	36	53	8	237
指定都市保健所	10	3	4	0	26
中核市保健所	5	0	11	0	26
保健所政令市保健所	1	0	0	5	4
東京都特別区保健所	0	1	11	1	15
計	73	40	79	9	308

A.マニュアルに従い、設置した
B.マニュアルは作成済だが、未活用
C.マニュアル作成検討中
D.何もなかった

53 被害回復(安全確認)系統的追跡
初期情報(標準的情報収集シート)との比較

評価 (カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	4.その他	
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)	
都道府県保健所	70	46	45	9	237
指定都市保健所	18	2	4	0	26
中核市保健所	8	1	10	1	26
保健所政令市保健所	2	0	0	4	4
東京都特別区保健所	0	2	10	0	15
計	98	51	69	9	308

A.迅速に比較、対応策を検討・対策を講じた
B.兩者を比較、対応策を検討した
C.比較したのみ
D.何もなかった

54 被害回復(安全確認)系統的追跡
専門家検討会への相談(追跡内容、追跡期間等)

評価 (カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	4.その他	
	A (良好)	B (普通)	C (一部要 改善)	D (要改 善)	
都道府県保健所	82	37	49	4	237
指定都市保健所	19	2	4	0	26
中核市保健所	9	0	10	0	26
保健所政令市保健所	2	0	0	3	4
東京都特別区保健所	0	2	10	0	15
計	112	41	73	4	308

A.外部専門家も加え、組織的に検討し、対策を講じた
B.外部専門家も加え、組織的に検討した
C.内部担当者のみで事後評価を行った
D.何もなかった

55 被害回復(安全確認)規模に応じた対応
市町村の復旧計画の助言(水質)

評価 (カ所)	評価					計		
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)
都道府県保健所	68	32	44	14	36	11	12	20
指定都市保健所	20	2	4	0	0	0	0	0
中核市保健所	14	1	6	0	1	0	2	2
保健所政令市保健所	4	0	0	0	0	0	0	0
東京都特別区保健所	4	1	8	0	2	0	0	0
計	110	36	62	14	39	11	14	22

A.計画に従ってすべての施設に対応
B.計画に従って規模に応じて対応
C.計画に従って規模に応じた不十分な対応
D.何もなかった

56 事後評価問題点の把握
対応の問題、体制の問題(保健所、事業者)

評価 (カ所)	評価					計		
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)
都道府県保健所	59	44	54	9	24	14	13	20
指定都市保健所	15	2	4	0	0	0	4	1
中核市保健所	8	0	8	0	1	1	6	2
保健所政令市保健所	2	0	0	0	0	1	1	0
東京都特別区保健所	0	2	10	0	2	0	0	1
計	84	48	76	9	27	16	24	24

A.事後の対応及び体制は機能し、問題点はなかった
B.対応及び体制は機能したが、いくつかの問題点あり
C.対応及び体制の機能が不十分であった
D.何もなかった

57 事後評価問題点の把握
外部評価体制(客観的評価)

評価 (カ所)	評価					計		
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)
都道府県保健所	73	41	52	5	15	8	23	20
指定都市保健所	19	2	4	0	0	0	0	1
中核市保健所	8	1	8	0	1	0	6	2
保健所政令市保健所	2	0	0	0	0	1	1	0
東京都特別区保健所	0	2	10	0	2	0	0	1
計	102	46	74	5	18	9	30	24

A.問題点はなし
B.問題点はあったが、改善可能であった
C.多くの問題点があり、改善も困難であった
D.何もなかった

58 事後評価問題点の改善
関係者による検証

評価 (カ所)	評価					計		
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)
都道府県保健所	68	40	54	5	24	10	16	20
指定都市保健所	19	2	4	0	0	0	0	1
中核市保健所	7	1	9	0	1	0	6	2
保健所政令市保健所	2	0	0	0	0	1	1	0
東京都特別区保健所	0	2	10	0	2	0	0	1
計	96	45	77	5	27	11	23	24

A.問題点はなし
B.問題点はあったが、改善可能であった
C.多くの問題点があり、改善も困難であった
D.何もなかった

59 事後評価公表
危機管理経過、評価結果の公表

評価 (カ所)	評価					計		
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)		C (一部要 改善)	D (要改 善)
都道府県保健所	84	36	50	3	20	8	16	20
指定都市保健所	19	2	4	0	0	0	0	1
中核市保健所	9	0	9	0	0	2	4	2
保健所政令市保健所	2	0	0	0	0	1	1	0
東京都特別区保健所	0	2	10	0	2	0	0	1
計	114	40	73	3	22	11	21	24

A.体制は確立されており、機能した
B.体制は確立されているが、改善可能であった
C.体制はあるが具体的な改善がなかった
D.何もなかった

飲料水安全

1 危機発生時の未然防止継続的情報収集
水質検査体制の確立(袋類検査体制含む)

評価 (%)	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要改善)	
1.都道府県保健所	45.1	19.0	3.8	4.2
2.指定都市保健所	23.1	15.4	3.8	3.8
3.中核市保健所	30.8	26.9	0.0	7.7
4.保健所政令市保健所	0.0	25.0	0.0	25.0
5.東京都特別区保健所	46.7	26.7	20.0	0.0
計	26.3	19.5	4.2	4.5

- A.体制は確立されており、機能している
B.具体的な体制はできている
C.体制はできているが具体的なでない
D.体制はない

2 危機発生時の未然防止継続的情報収集
水道事業者の水質検査結果の定期的入手

評価 (%)	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要改善)	
1.都道府県保健所	49.4	15.2	5.1	6.3
2.指定都市保健所	26.9	30.8	0.0	3.8
3.中核市保健所	19.2	3.8	0.0	23.1
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	40.0	26.7	0.0	6.7
計	24.4	13.9	3.9	7.5

- A.具体的に定期的にできている
B.具体的な体制はできている
C.体制はできているが具体的なでない
D.体制はない

3 危機発生時の未然防止継続的情報収集
感染症動向調査(水系感染症)

評価 (%)	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要改善)	
1.都道府県保健所	16.0	19.8	21.5	13.1
2.指定都市保健所	57.7	7.7	15.4	0.0
3.中核市保健所	11.5	23.1	26.9	34.6
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	25.0
5.東京都特別区保健所	20.0	20.0	6.7	20.0
計	19.5	19.2	19.8	20.5

- A.常時関連機関との情報交換あり
B.定期的な情報交換あり
C.不定期に情報交換あり
D.情報交換なし

4 危機発生時の未然防止継続的情報収集
水源上流の工務・廃棄物施設・有害物質の把握

評価 (%)	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要改善)	
1.都道府県保健所	16.0	28.7	4.6	9.7
2.指定都市保健所	0.0	0.0	0.0	3.8
3.中核市保健所	3.8	15.4	0.0	7.7
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	6.7	6.7	0.0	13.3
計	46.1	23.7	3.6	9.1

- A.ほぼ全数把握している
B.ある程度把握している
C.大型事業所のみ把握している
D.把握していない

5 危機発生時の未然防止特別情報収集体制
水質汚濁防止法関係の検査異常情報

評価 (%)	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要改善)	
1.都道府県保健所	2.1	27.0	6.8	4.2
2.指定都市保健所	0.0	0.0	0.0	3.8
3.中核市保健所	11.5	3.8	0.0	15.4
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	6.7	6.7	0.0	13.3
計	41.9	22.1	19.8	5.5

- A.迅速な情報入手体制は確立されており、機能している
B.具体的な情報入手体制はできている
C.体制はできているが具体的なでない
D.体制はない

6 危機発生時の未然防止特別情報収集体制
水質確認検査の実施能力(地衛研等)への検査依頼も可)

評価 (%)	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部要改善)	
1.都道府県保健所	0.8	1.3	20.3	8.4
2.指定都市保健所	26.6	0.0	7.7	0.0
3.中核市保健所	30.8	23.1	11.5	11.5
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	25.0
5.東京都特別区保健所	26.7	13.3	33.3	13.3
計	31.2	1.9	19.5	8.1

- A.常時対応可能
B.常時特定項目についてのみ対応可能
C.一部の特定項目について対応可能
D.定期検査のみ

7 危機発生時の未然防止特別情報収集体制
迅速な情報収集(積極的疫学調査)

評価 (%)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他
1.都道府県保健所	20.7	4.6	2.1	22.4	26.6	12.7	7.2	3.8	100.0
2.指定都市保健所	73.1	3.8	0.0	3.8	7.7	11.5	0.0	0.0	100.0
3.中核市保健所	30.8	0.0	0.0	19.2	11.5	7.7	30.8	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	33.3	6.7	0.0	0.0	33.3	6.7	20.0	0.0	100.0
計	27.3	4.2	1.6	19.2	23.7	11.7	9.4	2.9	100.0

A.体制は確立されており、機能している
B.具体的な体制はできている
C.体制はできているが具体的でない
D.体制はない

8 危機発生時の未然防止監視業務
水源パトロール

評価 (%)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他
1.都道府県保健所	56.1	1.7	0.8	2.5	20.3	11.0	4.2	3.4	100.0
2.指定都市保健所	88.5	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8	100.0
3.中核市保健所	69.2	0.0	0.0	0.0	7.7	15.4	7.7	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	93.3	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	100.0
計	62.3	1.6	0.6	1.9	16.6	9.7	4.2	2.9	100.0

A.常時監視を実施
B.定期的な巡回監視を実施
C.不定期な巡回監視を実施
D.何もしていない

9 危機発生時の未然防止監視業務
水源周辺の環境把握

評価 (%)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他
1.都道府県保健所	54.4	2.5	2.5	10.1	8.0	6.8	12.2	3.4	100.0
2.指定都市保健所	92.3	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	100.0
3.中核市保健所	69.2	3.8	0.0	3.8	0.0	3.8	19.2	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	93.3	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	100.0
計	61.4	2.6	1.9	8.1	6.5	5.5	11.4	2.6	100.0

A.リストを作成し、活用中
B.リストは作成済みだが、未活用
C.リストの作成を検討中
D.何もしていない

10 危機発生時の未然防止監視業務
取水施設、浄水施設、配水施設の監視・パトロール

評価 (%)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他
1.都道府県保健所	46.0	1.3	1.3	3.0	29.5	12.2	2.5	4.2	100.0
2.指定都市保健所	92.3	0.0	0.0	3.8	3.8	0.0	0.0	0.0	100.0
3.中核市保健所	65.4	0.0	0.0	0.0	11.5	15.4	7.7	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	73.3	0.0	0.0	0.0	13.3	13.3	0.0	0.0	100.0
計	53.6	1.0	1.0	2.6	24.7	11.4	2.6	3.2	100.0

A.常時監視を実施
B.定期的な巡回監視を実施
C.不定期な巡回監視を実施
D.何もしていない

11 危機発生時の未然防止監視業務
水道施設の構造及び設備の把握

評価 (%)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他
1.都道府県保健所	34.2	2.1	6.8	27.0	16.9	4.2	4.6	4.2	100.0
2.指定都市保健所	92.3	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0	3.8	0.0	100.0
3.中核市保健所	53.8	0.0	0.0	19.2	7.7	7.7	11.5	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	53.3	0.0	0.0	40.0	6.7	0.0	0.0	0.0	100.0
計	42.2	1.6	5.2	24.7	14.3	3.9	4.9	3.2	100.0

A.リストを作成し、活用中
B.リストは作成済みだが、未活用
C.リストの作成を検討中
D.何もしていない

12 危機発生時の未然防止監視業務
水質汚染早期発見のための体制

評価 (%)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他
1.都道府県保健所	43.9	1.3	5.9	24.9	6.8	3.8	9.7	3.8	100.0
2.指定都市保健所	88.5	0.0	0.0	3.8	3.8	0.0	3.8	0.0	100.0
3.中核市保健所	61.5	0.0	3.8	7.7	0.0	3.8	23.1	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	46.7	6.7	0.0	33.3	6.7	0.0	6.7	0.0	100.0
計	50.0	1.3	4.9	21.8	5.8	3.2	10.1	2.9	100.0

A.マニュアルを作成し、活用中
B.マニュアルは作成済みだが、未活用
C.マニュアルの作成を検討中
D.何もしていない

13 危機発生時の未然防止監視業務
水道事業体の監視業務状況の把握(項目8-12の実施状況の把握)

評価 (%)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.保健所 所轄(権 限)外で ある	3.評価の 基準・目 当	4.評価の 基準・目 当	
1.都道府県保健所	232	321	1.7	33.3	3.4
2.指定都市保健所	92.3	3.8	0.0	0.0	3.8
3.中核市保健所	65.4	7.7	3.8	19.2	0.0
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	66.7	6.7	0.0	13.3	6.7
計	35.4	25.6	26.9	1.6	4.9

A.定期的に把握している(前記5項目)
B.不定期だが把握している
C.体制を後計中
D.何もしていない

14 危機発生時の未然防止住民に対する普及啓蒙
井戸の管理、地下水保全、受水槽管理など良好な水質確保のための情報提供と普及啓蒙

評価 (%)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.保健所 所轄(権 限)外で ある	3.評価の 基準・目 当	4.評価の 基準・目 当	
1.都道府県保健所	14.8	2.1	0.4	28.3	31.6
2.指定都市保健所	3.8	30.8	57.7	7.7	0.0
3.中核市保健所	7.7	0.0	23.1	26.9	38.5
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	50.0	0.0	25.0
5.東京都特別区保健所	6.7	0.0	33.3	26.7	26.7
計	13.0	18.2	30.2	29.9	4.2

A.定期的に実施している
B.不定期だが実施している
C.何らかの情報提供をしている
D.何もしていない

15 危機発生時の未然防止住民に対する普及啓蒙
水道水の汚染についての情報提供

評価 (%)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.保健所 所轄(権 限)外で ある	3.評価の 基準・目 当	4.評価の 基準・目 当	
1.都道府県保健所	38.4	2.1	2.5	8.4	20.3
2.指定都市保健所	80.8	7.7	3.8	3.8	7.7
3.中核市保健所	69.2	3.8	7.7	11.5	3.8
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	25.0	0.0
5.東京都特別区保健所	13.3	6.7	26.7	46.7	6.7
計	43.8	7.8	16.2	19.2	6.5

A.定期的に実施している
B.不定期だが実施している
C.何らかの情報提供をしている
D.何もしていない

16 危機発生に備えた準備情報収集管理体制の構築
食中毒・感染症等健康被害担当者の所内連携

評価 (%)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.保健所 所轄(権 限)外で ある	3.評価の 基準・目 当	4.評価の 基準・目 当	
1.都道府県保健所	7.2	0.8	0.0	60.8	8.0
2.指定都市保健所	11.5	3.8	0.0	30.8	3.8
3.中核市保健所	3.8	3.8	0.0	53.8	15.4
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	50.0	0.0	25.0
5.東京都特別区保健所	6.7	0.0	46.7	33.3	13.3
計	7.5	1.0	56.8	21.4	8.8

A.体制は確立されており、機能している
B.具体的な体制はできていない
C.体制はあるが具体的ではない
D.何もしていない

17 危機発生に備えた準備情報収集管理体制の構築
主管課、関係機関との連携確保

評価 (%)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.保健所 所轄(権 限)外で ある	3.評価の 基準・目 当	4.評価の 基準・目 当	
1.都道府県保健所	8.9	0.4	0.0	60.3	3.8
2.指定都市保健所	15.4	0.0	19.2	57.7	7.7
3.中核市保健所	15.4	3.8	0.0	38.5	19.2
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	25.0	25.0	25.0
5.東京都特別区保健所	6.7	0.0	33.3	40.0	20.0
計	10.1	0.6	53.2	25.3	6.5

A.体制は確立されており、機能している
B.具体的な体制はできていない
C.体制はあるが具体的ではない
D.何もしていない

18 危機発生に備えた準備情報収集管理体制の構築
水道事故発生時の対応マニュアルの作成と改訂

評価 (%)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.保健所 所轄(権 限)外で ある	3.評価の 基準・目 当	4.評価の 基準・目 当	
1.都道府県保健所	15.2	0.8	0.4	40.1	8.0
2.指定都市保健所	26.9	0.0	11.5	53.8	7.7
3.中核市保健所	42.3	0.0	19.2	19.2	11.5
4.保健所政令市保健所	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0
5.東京都特別区保健所	13.3	0.0	13.3	53.3	13.3
計	18.8	0.6	34.1	31.2	8.4

A.体制は確立されており、機能している
B.具体的な体制はできていない
C.体制はあるが具体的ではない
D.何もしていない

19 危機発生に備えた準備情報収集管理体制の構築
水道事業者を対象としたアンケートによるチェックの実施

評価 (%)	評価				計
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改善)	
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	30.0	11.0	4.2	18.1	3.4
2.都道府県保健所	88.5	3.8	0.0	3.8	0.0
3.指定都市保健所	65.4	3.8	0.0	19.2	0.0
4.保健所政令市保健所	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	53.3	6.7	0.0	13.3	0.0
計	39.9	9.4	3.2	16.6	2.6

A.アンケートが完成されており、実施している
B.アンケートは作成中である
C.アンケートは作成中である
D.何もしていない

20 危機発生に備えた準備情報収集管理体制の構築

水道事業者の危機管理体制の把握
(各水道事業者についてアンケートによるチェック状況を把握、整理できているか)

評価 (%)	評価				計
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改善)	
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	28.3	9.3	1.3	15.6	3.4
2.都道府県保健所	88.5	3.8	0.0	3.8	0.0
3.指定都市保健所	65.4	0.0	0.0	23.1	0.0
4.保健所政令市保健所	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	46.7	6.7	0.0	13.3	0.0
計	38.3	7.8	1.6	15.6	2.6

A.定期的に把握している(前記3項目)
B.不定期だが把握している
C.体制を検討中
D.何もしていない

21 危機発生に備えた準備情報収集管理体制の構築
健康危機管理支援情報システム

評価 (%)	評価				計
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改善)	
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	32.5	4.2	1.3	17.7	3.4
2.都道府県保健所	61.5	0.0	15.4	7.2	17.7
3.指定都市保健所	30.8	0.0	3.8	11.5	3.8
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0
5.東京都特別区保健所	20.0	13.3	26.7	0.0	26.7
計	34.1	4.9	16.6	6.5	17.9

A.マニュアルを作成し、活用中
B.マニュアルは作成済みだが、未活用
C.マニュアルの作成を検討中
D.何もしていない

22 危機発生に備えた準備原因究明に必要な体制
外部専門機関リスト(日本中毒センター等)

評価 (%)	評価				計
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改善)	
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	29.5	3.8	8.9	23.6	3.4
2.都道府県保健所	73.1	11.5	7.7	0.0	0.0
3.指定都市保健所	30.8	7.7	11.5	30.8	3.8
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0
5.東京都特別区保健所	32.8	13.3	26.7	0.0	26.7
計	30.8	4.9	16.6	7.8	22.4

A.リストを作成し、活用中
B.リストは作成済みだが、未活用
C.リストの作成を検討中
D.何もしていない

23 危機発生に備えた準備原因究明に必要な体制
専門家・専門機関との連携

評価 (%)	評価				計
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改善)	
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	32.1	4.2	1.3	16.9	3.8
2.都道府県保健所	69.2	3.8	7.7	0.0	0.0
3.指定都市保健所	30.8	0.0	3.8	46.2	3.8
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0
5.東京都特別区保健所	20.0	6.7	13.3	6.7	46.7
計	34.4	3.9	7.5	14.0	21.1

A.体制は確立されており、機能している
B.体制は確立しているが、具体的な体制はできていない
C.体制はあるが具体的な体制ではない
D.何もしていない

24 危機発生時の未然防止地域医療体制の構築

評価 (%)	評価				計
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改善)	
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	20.3	5.1	1.7	14.8	4.2
2.都道府県保健所	57.7	7.7	3.8	0.0	0.0
3.指定都市保健所	19.2	3.8	19.2	11.5	15.4
4.保健所政令市保健所	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
5.東京都特別区保健所	13.3	13.3	6.7	33.3	6.7
計	23.4	5.5	1.6	16.2	6.8

A.体制は確立されており、機能している
B.体制は確立しているが、具体的な体制はできていない
C.体制はあるが具体的な体制ではない
D.何もしていない

25 危機発生に備えた準備代替水の確保(応急資機材の確保、保有状況)非常時の水源確保の検討(保健所の体制)

評価 (%)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他
1.都道府県保健所	47.7	1.7	1.7	4.6	12.2	17.7	10.1	4.2	100.0
2.指定都市保健所	76.9	3.8	0.0	7.7	7.7	3.8	0.0	0.0	100.0
3.中核市保健所	46.2	3.8	0.0	3.8	7.7	3.8	34.6	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	53.3	0.0	13.3	0.0	13.3	6.7	13.3	0.0	100.0
計	50.6	1.9	1.9	4.5	11.4	14.6	11.7	3.2	100.0

A.十分確保されている
B.飲用井戸等を含めて把握している
C.水道事業者の準備水源については把握
D.何も把握していない

26 危機発生に備えた準備代替水の確保(応急資機材の確保、保有状況)給水草(保健所では、必要な場合に要請できる体制ができていますか)

評価 (%)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他
1.都道府県保健所	59.9	0.8	5.1	5.9	6.3	5.9	12.2	3.8	100.0
2.指定都市保健所	88.5	3.8	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
3.中核市保健所	61.5	0.0	3.8	7.7	11.5	0.0	15.4	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	66.7	0.0	13.3	0.0	13.3	0.0	6.7	0.0	100.0
計	63.0	1.0	4.9	5.8	6.8	4.5	11.0	2.9	100.0

A.十分な台数が確保されている
B.台数は十分確保されているが不安がある
C.台数が不足している
D.何も把握していない

27 危機発生に備えた準備代替水の確保(応急資機材の確保、保有状況)給水タンク(保健所では、必要な場合に要請できる体制ができていますか)

評価 (%)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他
1.都道府県保健所	59.1	1.7	5.5	5.5	9.7	3.8	11.0	3.8	100.0
2.指定都市保健所	88.5	3.8	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
3.中核市保健所	61.5	0.0	3.8	7.7	3.8	0.0	23.1	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	60.0	6.7	13.3	0.0	13.3	0.0	6.7	0.0	100.0
計	62.0	1.9	5.2	5.5	8.8	2.9	10.7	2.9	100.0

A.十分確保されている
B.十分確保されているが不安がある
C.数が不足している
D.何も把握していない

28 危機発生に備えた準備代替水の確保(応急資機材の確保、保有状況)ポリ容器、ペットボトル等(保健所では、必要な場合に要請できる体制ができていますか)

評価 (%)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他
1.都道府県保健所	57.8	2.1	4.2	5.1	13.1	4.2	9.7	3.8	100.0
2.指定都市保健所	88.5	3.8	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
3.中核市保健所	57.7	0.0	3.8	7.7	3.8	0.0	26.9	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	53.3	6.7	13.3	0.0	13.3	0.0	13.3	0.0	100.0
計	60.4	2.3	4.2	5.2	11.4	3.2	10.4	2.9	100.0

A.十分確保されている
B.十分確保されているが不安がある
C.数が不足している
D.何も把握していない

29 危機発生に備えた準備復旧林林制迅速な復旧・応急処置

評価 (%)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他
1.都道府県保健所	75.1	1.3	2.1	3.4	3.0	2.5	8.4	4.2	100.0
2.指定都市保健所	92.3	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	100.0
3.中核市保健所	88.5	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	60.0	0.0	0.0	0.0	13.3	13.3	13.3	0.0	100.0
計	77.3	1.3	1.9	2.6	2.9	2.6	8.1	3.2	100.0

A.緊急指定業者と協定が締結されている
B.協定はないが、緊急時の指定業者が決まっている
C.一応業者は把握しているが、指定はしていない
D.何も把握していない

30 危機発生に備えた準備飲用井戸の管理指導市町村の井戸箇所の把握(市町村等が把握した情報の入手含む)

評価 (%)	評価					計			
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他
1.都道府県保健所	21.1	0.0	0.8	8.0	35.0	8.0	22.8	4.2	100.0
2.指定都市保健所	19.2	0.0	3.8	19.2	50.0	0.0	7.7	0.0	100.0
3.中核市保健所	19.2	0.0	3.8	30.8	30.8	11.5	34.6	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	20.0	0.0	13.3	6.7	33.3	6.7	20.0	0.0	100.0
計	20.8	0.0	1.6	8.8	35.4	7.8	22.4	3.2	100.0

A.ほぼ全数把握している
B.ある程度把握している
C.大型事業所のみ把握している
D.把握していない

34 危機発生に備えた準備資質の向上、知見の集積
地域関係者研修

評価 (%)	評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある		2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目 当		A (良好)		B (普通)		C (一部 要改善)		D (要改 善)		計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改 善)	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改 善)	その他			
1.都道府県保健所	32.5	1.7	3.0	8.4	8.9	9.7	31.6	4.2	100.0						
2.指定都市保健所	57.7	3.8	3.8	3.8	15.4	3.8	11.5	0.0	100.0						
3.中核市保健所	26.9	3.8	3.8	0.0	11.5	3.8	50.0	0.0	100.0						
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	100.0						
5.東京都特別区保健所	26.7	6.7	0.0	6.7	13.3	0.0	46.7	0.0	100.0						
計	34.4	2.3	2.9	7.1	9.7	8.1	32.1	3.2	100.0						

A.定期的実施している
B.不定期だが実施している
C.検討中である
D.何もしていない

31 危機発生に備えた準備飲用井戸の管理指導
市町村井戸台帳管理の推進(市町村等が把握した情報の入手含む)

評価 (%)	評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある		2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目 当		A (良好)		B (普通)		C (一部 要改善)		D (要改 善)		計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改 善)	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改 善)	その他			
1.都道府県保健所	27.4	0.8	1.3	5.1	21.9	13.1	26.2	4.2	100.0						
2.指定都市保健所	23.1	0.0	3.8	7.7	50.0	3.8	11.5	0.0	100.0						
3.中核市保健所	23.1	0.0	0.0	3.8	7.7	15.4	50.0	0.0	100.0						
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0						
5.東京都特別区保健所	20.0	13.3	0.0	33.3	13.3	20.0	0.0	0.0	100.0						
計	26.3	0.6	1.9	5.2	23.4	12.3	26.9	3.2	100.0						

A.体制は確立されており、機能している
B.具体的な体制はできている
C.体制はあるが具体的ではない
D.何もしていない

32 危機発生に備えた準備飲用井戸の管理指導
施設、水質の定期及び臨時の検査

評価 (%)	評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある		2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目 当		A (良好)		B (普通)		C (一部 要改善)		D (要改 善)		計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改 善)	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改 善)	その他			
1.都道府県保健所	28.3	1.3	3.0	11.0	19.8	13.5	18.6	4.6	100.0						
2.指定都市保健所	46.2	3.8	3.8	11.5	26.9	0.0	7.7	0.0	100.0						
3.中核市保健所	23.1	3.8	0.0	11.5	15.4	3.8	42.3	0.0	100.0						
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	100.0						
5.東京都特別区保健所	26.7	0.0	13.3	0.0	26.7	6.7	26.7	0.0	100.0						
計	29.2	1.6	3.2	10.7	20.5	11.4	19.8	3.6	100.0						

A.体制は確立されており、機能している
B.具体的な体制はできている
C.体制はあるが具体的ではない
D.何もしていない

33 危機発生に備えた準備資質の向上、知見の集積
シミュレーション訓練(マニュアルの検証)

評価 (%)	評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある		2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目 当		A (良好)		B (普通)		C (一部 要改善)		D (要改 善)		計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改 善)	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改 善)	その他			
1.都道府県保健所	30.0	1.3	1.7	10.5	22.4	4.2	26.2	3.8	100.0						
2.指定都市保健所	30.8	3.8	3.8	3.8	53.8	3.8	0.0	0.0	100.0						
3.中核市保健所	26.9	0.0	3.8	0.0	23.1	7.7	38.5	0.0	100.0						
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	100.0						
5.東京都特別区保健所	26.7	6.7	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	100.0						
計	30.2	1.6	1.9	8.4	25.3	4.5	25.0	2.9	100.0						

A.マニュアルを作成し実施している
B.マニュアルは作成済だが、訓練未実施
C.マニュアル作成検討中
D.何もしていない

35 対応体制(行政対応)健康危機事例発生時の認識
迅速かつ的確な介入の判断(所内対応体制の構築)

評価 (%)	評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある		2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目 当		A (良好)		B (普通)		C (一部 要改善)		D (要改 善)		計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改 善)	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改 善)	その他			
1.都道府県保健所	19.4	11.8	11.4	19.0	19.0	6.8	5.9	6.8	100.0						
2.指定都市保健所	34.6	3.8	7.7	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0						
3.中核市保健所	15.4	3.8	23.1	3.8	26.9	7.7	19.2	0.0	100.0						
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	100.0						
5.東京都特別区保健所	0.0	13.3	40.0	6.7	26.7	6.7	6.7	0.0	100.0						
計	19.5	10.4	13.3	15.3	22.7	6.8	6.5	5.5	100.0						

A.マニュアルを活用し、判断した
B.マニュアルは作成済だが、未活用
C.マニュアル作成検討中
D.何もなかった

36 対応体制(行政対応)健康危機事例発生時の認識
関係機関との早期連携

評価 (%)	評価 1.保健所 所轄(権 限)外で ある		2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目 当		A (良好)		B (普通)		C (一部 要改善)		D (要改 善)		計
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 当	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改 善)	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	D (要改 善)	その他			
1.都道府県保健所	17.7	10.5	12.7	18.6	18.6	9.3	7.2	7.2	100.0						
2.指定都市保健所	34.6	3.8	7.7	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0						
3.中核市保健所	15.4	3.8	19.2	11.5	19.2	3.8	26.9	0.0	100.0						
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	100.0						
5.東京都特別区保健所	0.0	13.3	53.3	6.7	13.3	6.7	6.7	0.0	100.0						
計	18.2	9.4	14.6	15.6	20.8	8.8	6.8	5.8	100.0						

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが具体的でなかった
D.何もなかった

37 対応体制(行政対応)情報のチェック
情報の信頼性の確認

評価 (%)	評価			評価			計	
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改 善)		D (要改 善)
1.都道府県保健所	22.4	12.7	12.2	15.2	16.5	6.3	7.6	7.2
2.指定都市保健所	38.5	26.9	11.5	0.0	19.2	0.0	0.0	3.8
3.中核市保健所	15.4	7.7	26.9	3.8	23.1	7.7	15.4	0.0
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	0.0	20.0	46.7	13.3	13.3	0.0	6.7	0.0
計	22.1	13.6	14.9	12.7	16.9	6.5	7.5	5.8

A.マニュアルを活用し、確認した
B.マニュアルは作成済だが、未活用
C.マニュアル作成検討中
D.何もなかった

38 対応体制(行政対応)介入可能レベルの判断
外部連携依頼の判断

評価 (%)	評価			評価			計	
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改 善)		D (要改 善)
1.都道府県保健所	29.5	11.0	11.8	9.7	16.9	5.1	8.4	7.6
2.指定都市保健所	65.4	3.8	11.5	0.0	15.4	0.0	0.0	3.8
3.中核市保健所	19.2	0.0	26.9	3.8	15.4	11.5	23.1	0.0
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	6.7	20.0	46.7	13.3	13.3	0.0	0.0	0.0
計	30.5	9.7	14.6	8.4	16.2	5.8	8.4	6.2

A.マニュアルを活用し、判断した
B.マニュアルは作成済だが、未活用
C.マニュアル作成検討中
D.何もなかった

39 原因究明情報収集
現場での積極的疫学調査の実施

評価 (%)	評価			評価			計	
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改 善)		D (要改 善)
1.都道府県保健所	23.6	13.9	13.5	10.1	18.1	8.0	5.1	7.6
2.指定都市保健所	34.6	7.7	11.5	0.0	38.5	0.0	3.8	3.8
3.中核市保健所	15.4	0.0	30.8	3.8	19.2	11.5	15.4	0.0
4.保健所政令市保健所	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	6.7	13.3	60.0	13.3	6.7	0.0	0.0	0.0
計	23.4	12.0	16.9	8.8	19.2	7.8	5.5	6.5

A.マニュアルを活用し、実施した
B.マニュアルは作成済だが、未活用
C.マニュアル作成検討中
D.何もなかった

40 原因究明情報収集
早期からの専門機関との連携(検討会)

評価 (%)	評価			評価			計	
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改 善)		D (要改 善)
1.都道府県保健所	27.8	13.1	12.2	7.2	14.8	10.1	7.2	7.6
2.指定都市保健所	65.4	3.8	11.5	0.0	15.4	0.0	0.0	3.8
3.中核市保健所	15.4	0.0	34.6	3.8	15.4	3.8	23.1	3.8
4.保健所政令市保健所	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	6.7	13.3	60.0	13.3	6.7	0.0	0.0	0.0
計	29.2	11.0	16.2	6.5	14.3	8.8	7.5	6.5

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが具体的にできなかった
D.何もなかった

41 具体的対応広報・報道対応
市町村・関係機関と連携し、危機情報、安全確保対策を住民へ提供

評価 (%)	評価			評価			計	
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改 善)		D (要改 善)
1.都道府県保健所	30.0	11.8	12.7	10.5	13.1	10.5	3.8	7.6
2.指定都市保健所	69.2	3.8	11.5	0.0	11.5	0.0	0.0	3.8
3.中核市保健所	15.4	0.0	30.8	7.7	15.4	11.5	7.7	11.5
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	13.3	6.7	53.3	13.3	13.3	0.0	0.0	0.0
計	31.2	9.7	15.9	9.4	13.0	10.1	3.6	7.1

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが具体的にできなかった
D.何もなかった

42 具体的対応広報・報道対応
一元的対応体制の確保(対マスコミ)

評価 (%)	評価			評価			計	
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目 安が不適 当	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改 善)		D (要改 善)
1.都道府県保健所	37.1	11.8	12.2	12.2	9.3	6.3	3.4	7.6
2.指定都市保健所	69.2	3.8	11.5	0.0	11.5	0.0	0.0	3.8
3.中核市保健所	19.2	0.0	30.8	11.5	15.4	7.7	7.7	11.5
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	20.0	6.7	46.7	20.0	6.7	0.0	0.0	0.0
計	37.3	9.7	15.3	11.4	10.1	6.2	3.2	6.8

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが具体的にできなかった
D.何もなかった

43 具体的対応情報収集
関係機関による正確な情報収集体制(水質検査結果、半径500m以内の井戸水の水質検査の実施等)

評価 (%)	評価				計				
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.保健所 3.評価の 基準・目 当が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他	
1.都道府県保健所	22.8	11.8	13.9	16.5	7.2	5.5	7.6	100.0	
2.指定都市保健所	57.7	7.7	3.8	7.7	11.5	0.0	3.8	100.0	
3.中核市保健所	26.9	0.0	34.6	7.7	7.7	11.5	7.7	100.0	
4.保健所政令市保健所	50.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	100.0	
5.東京都特別区保健所	0.0	6.7	66.7	0.0	26.7	0.0	0.0	100.0	
計	25.3	10.1	18.2	11.4	15.6	7.5	5.2	6.8	100.0

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが具体的でなかった
D.何もなかった

44 具体的対応教急医療体制
地域教急医療体制の稼働

評価 (%)	評価				計				
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.保健所 3.評価の 基準・目 当が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他	
1.都道府県保健所	19.8	16.0	17.7	6.8	19.0	7.6	4.2	8.9	100.0
2.指定都市保健所	69.2	3.8	11.5	3.8	7.7	0.0	0.0	3.8	100.0
3.中核市保健所	26.9	3.8	26.9	11.5	3.8	11.5	7.7	7.7	100.0
4.保健所政令市保健所	50.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	26.7	26.7	53.3	6.7	13.3	0.0	0.0	0.0	100.0
計	25.3	13.0	19.5	6.8	16.6	7.1	3.9	7.8	100.0

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが具体的でなかった
D.何もなかった

45 具体的対応教急医療体制
外部への教援要請

評価 (%)	評価				計				
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.保健所 3.評価の 基準・目 当が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他	
1.都道府県保健所	24.5	16.0	17.3	3.8	17.3	6.3	5.9	8.9	100.0
2.指定都市保健所	69.2	3.8	11.5	3.8	7.7	0.0	0.0	3.8	100.0
3.中核市保健所	26.9	3.8	26.9	11.5	3.8	11.5	7.7	7.7	100.0
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	26.7	0.0	53.3	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
計	29.2	13.0	19.2	4.2	15.3	6.2	5.2	7.8	100.0

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが具体的でなかった
D.何もなかった

46 具体的対応水使用制限
改善の指示(法36条)、給水停止命令(法37条)、水道用水の緊急応援(法40条)の適切な運用(理由の明示)

評価 (%)	評価				計				
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.保健所 3.評価の 基準・目 当が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他	
1.都道府県保健所	31.2	11.0	13.9	10.5	14.3	9.3	2.1	7.6	100.0
2.指定都市保健所	61.5	3.8	11.5	0.0	11.5	7.7	0.0	3.8	100.0
3.中核市保健所	30.8	0.0	23.1	7.7	7.7	15.4	7.7	7.7	100.0
4.保健所政令市保健所	50.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	20.0	6.7	53.3	6.7	13.3	0.0	0.0	0.0	100.0
計	33.4	9.1	16.2	9.1	13.6	9.4	2.3	6.8	100.0

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが具体的でなかった
D.何もなかった

47 具体的対応復旧体制
迅速な復旧対応、応急処置

評価 (%)	評価				計				
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.保健所 3.評価の 基準・目 当が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他	
1.都道府県保健所	46.8	12.2	14.3	4.2	9.3	2.1	3.4	7.6	100.0
2.指定都市保健所	46.2	3.8	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	100.0
3.中核市保健所	46.2	0.0	15.4	0.0	11.5	7.7	11.5	7.7	100.0
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	33.3	0.0	46.7	6.7	13.3	0.0	0.0	0.0	100.0
計	49.0	9.7	16.2	3.6	8.8	2.3	3.6	6.8	100.0

A.発生直後に対応した
B.発生日中に対応した
C.翌日以降に対応した
D.何もなかった

48 具体的対応代替水の確保
早急な代替水の提供(保健所では、代替水提供要請先の確認を含む)

評価 (%)	評価				計				
	1.保健所 所轄(権 限)外で ある	2.保健所 3.評価の 基準・目 当が不適 当	A (良好)	B (普通)		C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他	
1.都道府県保健所	40.9	11.8	15.2	4.2	10.5	3.0	6.8	7.6	100.0
2.指定都市保健所	73.1	7.7	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	100.0
3.中核市保健所	34.6	0.0	26.9	0.0	3.8	11.5	15.4	7.7	100.0
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	33.3	0.0	46.7	6.7	13.3	0.0	0.0	0.0	100.0
計	43.2	9.7	17.5	3.6	9.1	3.6	6.5	6.8	100.0

A.具体的なリストが作成されており、機能した
B.具体的なリストはできていた
C.リストはあるが具体的でなかった
D.何もなかった

49 具体的対応代替水の確保
緊急水質検査の実施(保健所は事業体の管轄外の井戸水等飲料水について実施)

評価 (%)	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	18.1	6.8	3.4	7.6
2.保健所 所轄(権 限)外で ある	11.4	10.5	3.4	7.6
3.保健所 所轄(権 限)外で ある	15.4	0.0	0.0	3.8
4.保健所 所轄(権 限)外で ある	26.9	3.8	7.7	11.5
5.保健所 所轄(権 限)外で ある	0.0	25.0	0.0	0.0
6.保健所 所轄(権 限)外で ある	53.3	6.7	20.0	0.0
計	9.4	20.1	10.4	3.9

A.発生と同時に実施
B.発生から半日以内に実施
C.半日以後に実施
D.何もなかった

50 具体的対応代替水の確保
市町村相互応援の調整

評価 (%)	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	12.7	7.2	2.5	5.9
2.保健所 所轄(権 限)外で ある	41.4	10.1	0.0	8.0
3.保健所 所轄(権 限)外で ある	3.8	15.4	0.0	3.8
4.保健所 所轄(権 限)外で ある	26.9	3.8	3.8	11.5
5.保健所 所轄(権 限)外で ある	0.0	25.0	0.0	0.0
6.保健所 所轄(権 限)外で ある	53.3	0.0	13.3	0.0
計	10.1	16.2	8.8	2.3

A.マニュアルを活用し実施した
B.マニュアルは作成済だが、未活用
C.マニュアル作成検討中
D.何もなかった

51 具体的対応住民相談窓口の設置
早期窓口設置(住民相談マニュアル)

評価 (%)	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	19.4	8.9	11.8	8.0
2.保健所 所轄(権 限)外で ある	16.0	0.0	3.8	0.0
3.保健所 所轄(権 限)外で ある	15.4	3.8	7.7	15.4
4.保健所 所轄(権 限)外で ある	3.8	0.0	50.0	0.0
5.保健所 所轄(権 限)外で ある	13.3	60.0	6.7	0.0
計	14.6	21.8	11.4	3.2

A.公表と同時に設置
B.公表後1日以内に設置
C.公表後1日以後に設置
D.何もなかった

52 具体的対応住民相談窓口の設置
特異的健康相談(健康診断)

評価 (%)	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	22.4	3.4	6.9	8.9
2.保健所 所轄(権 限)外で ある	15.2	0.0	0.0	26.9
3.保健所 所轄(権 限)外で ある	11.5	15.4	0.0	19.2
4.保健所 所轄(権 限)外で ある	0.0	42.3	0.0	11.5
5.保健所 所轄(権 限)外で ある	0.0	0.0	25.0	50.0
6.保健所 所轄(権 限)外で ある	73.3	6.7	13.3	0.0
計	13.0	25.6	9.7	5.8

A.マニュアルに従い、設置した
B.マニュアルは作成済だが、未活用
C.マニュアル作成検討中
D.何もなかった

53 被害回復(安全確認)系統的追跡
初期情報(標準的情報収集シート)との比較

評価 (%)	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	19.0	3.8	7.2	3.8
2.保健所 所轄(権 限)外で ある	19.4	0.0	0.0	0.0
3.保健所 所轄(権 限)外で ある	69.2	7.7	38.5	3.8
4.保健所 所轄(権 限)外で ある	30.8	0.0	25.0	0.0
5.保健所 所轄(権 限)外で ある	0.0	13.3	66.7	0.0
計	31.8	16.6	22.4	2.9

A.迅速に比較、対応策を検討し、対策を講じた
B.両者を比較、対応策を検討した
C.比較したのみ
D.何もなかった

54 被害回復(安全確認)系統的追跡
専門家検討会への相談(追跡内容、追跡期間等)

評価 (%)	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改善)	
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	20.7	1.7	6.3	4.2
2.保健所 所轄(権 限)外で ある	15.6	7.7	15.4	0.0
3.保健所 所轄(権 限)外で ある	73.1	0.0	38.5	7.7
4.保健所 所轄(権 限)外で ある	34.6	0.0	0.0	25.0
5.保健所 所轄(権 限)外で ある	0.0	13.3	66.7	0.0
計	36.4	13.3	23.7	1.3

A.外部専門家も加え、継続的に検討し、対策を講じた
B.外部専門家も加え、継続的に検討した
C.内部担当部署のみで事後評価を行った
D.何もなかった

55 被害回復(安全確認)規模に応じた対応
市町村の復旧計画の助言(水質)

評価 (%)	3.評価の 基準・目 安が不適 当					計			
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他				
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	28.7	15.2	4.6	5.1	8.4	100.0			
2.具体的 評価指標 が不適当	13.5	18.6	0.0	0.0	0.0	100.0			
3.中核市保健所	76.9	15.4	0.0	0.0	0.0	100.0			
4.保健所政令市保健所	53.8	23.1	0.0	7.7	7.7	100.0			
5.東京都特別区保健所	26.7	6.7	0.0	0.0	0.0	100.0			
計	35.7	11.7	20.1	4.5	12.7	3.6	4.5	7.1	100.0

A.計画に従ってすべての施設に対応
B.計画に従って規模に応じた対応
C.計画に従って規模に応じた不十分な対応
D.何もなかった

56 事後評価問題点の把握
対応の問題、体制の問題(保健所、事業体)

評価 (%)	3.評価の 基準・目 安が不適 当					計			
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他				
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	24.9	10.1	5.9	5.5	8.4	100.0			
2.具体的 評価指標 が不適当	18.6	22.8	0.0	0.0	15.4	3.8	100.0		
3.中核市保健所	57.7	7.7	0.0	3.8	23.1	7.7	100.0		
4.保健所政令市保健所	50.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	100.0		
5.東京都特別区保健所	0.0	13.3	0.0	0.0	66.7	0.0	100.0		
計	27.3	15.6	24.7	2.9	8.8	5.2	7.8	7.8	100.0

A.事後の対応及び体制は機能し、問題点なかった
B.対応及び体制は機能したが、いくつかの問題点あり
C.対応及び体制の機能が不十分であった
D.何もなかった

57 事後評価問題点の把握
外部評価体制(客観的評価)

評価 (%)	3.評価の 基準・目 安が不適 当					計			
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他				
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	30.8	6.3	3.4	9.7	8.4	100.0			
2.具体的 評価指標 が不適当	17.3	21.9	0.0	0.0	0.0	3.8	100.0		
3.中核市保健所	73.1	7.7	0.0	0.0	23.1	7.7	100.0		
4.保健所政令市保健所	50.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	100.0		
5.東京都特別区保健所	0.0	13.3	0.0	0.0	66.7	0.0	100.0		
計	33.1	14.9	24.0	1.6	5.8	2.9	9.7	7.8	100.0

A.問題点なし
B.問題点があったが、改善可能であった
C.多くの問題点があり、改善も困難であった
D.何もなかった

58 事後評価問題点の改善
関係者による検討

評価 (%)	3.評価の 基準・目 安が不適 当					計			
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他				
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	28.7	10.1	4.2	6.8	8.4	100.0			
2.具体的 評価指標 が不適当	16.9	22.8	0.0	0.0	0.0	3.8	100.0		
3.中核市保健所	73.1	15.4	0.0	0.0	0.0	7.7	100.0		
4.保健所政令市保健所	50.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	100.0		
5.東京都特別区保健所	0.0	13.3	0.0	0.0	66.7	0.0	100.0		
計	31.2	14.6	25.0	1.6	8.8	3.6	7.5	7.8	100.0

A.問題点なし
B.問題点があったが、改善可能であった
C.多くの問題点があり、改善も困難であった
D.何もなかった

59 事後評価公表
危機管理経過、評価結果の公表

評価 (%)	3.評価の 基準・目 安が不適 当					計			
	A (良好)	B (普通)	C (一部 要改 善)	D (要改 善)	その他				
1.保健所 所轄(権 限)外で ある	35.4	15.2	3.4	6.8	8.4	100.0			
2.具体的 評価指標 が不適当	15.2	21.1	0.0	0.0	0.0	3.8	100.0		
3.中核市保健所	73.1	7.7	0.0	0.0	0.0	7.7	100.0		
4.保健所政令市保健所	50.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	100.0		
5.東京都特別区保健所	0.0	13.3	0.0	0.0	66.7	0.0	100.0		
計	37.0	13.0	23.7	1.0	7.1	3.6	6.8	7.8	100.0

A.体制は確立されており、機能した
B.具体的な体制はできていた
C.体制はあるが具体的でなかった
D.何もなかった

食品安全

1 探知

連絡調整会議を定期的に開催する等、関係機関との連携が円滑に行えるような取り組みの実施

(カ所)	評価			A (良好)	B (普通)	C (改善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当					
都道府県保健所	10	11	5	63	84	58	6	237
指定都市保健所	6	0	0	7	10	3	0	26
中核市保健所	0	0	0	15	10	1	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	3	0	1	0	4
東京都特別区保健所	0	0	0	0	8	2	0	15
計	16	11	5	93	112	65	6	308

A.関係機関との連携について、毎年度1回程度会議を開催するか、取り決めの見直しをしている
B.必要に応じて、連絡調整会議を開催するか、取り決めの見直しをしている
C.特にやっていない

2 探知

医師、営業者、市町村、住民等に対し、食中毒が疑われる場合の情報提供窓口のPRの実施

(カ所)	評価			A (良好)	B (普通)	C (改善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当					
都道府県保健所	4	7	1	53	132	34	6	237
指定都市保健所	2	0	0	8	13	3	0	26
中核市保健所	0	0	0	11	14	1	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	1	2	1	0	4
東京都特別区保健所	0	0	0	6	8	1	0	15
計	6	7	1	79	169	40	6	308

A.情報提供窓口について、広報等で年1回以上、定期的にPRしている
B.必要に応じて、広報等でPRしている
C.特にPRはしていない

3 探知

インターネットなどを利用して、他自治体等での発生事例を定期的なチェックの実施

(カ所)	評価			A (良好)	B (普通)	C (改善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当					
都道府県保健所	5	0	2	61	148	14	6	237
指定都市保健所	2	0	1	8	15	0	0	26
中核市保健所	0	0	0	13	13	0	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	3	1	0	0	4
東京都特別区保健所	0	0	0	8	7	0	0	15
計	7	0	3	93	184	14	6	308

A.担当者を含め、地方衛生研究所の情報や報道等をチェックし、広く情報を収集している
B.発生事例をチェックしている
C.特にチェックしていない

4 体制整備

食品安全に関する健康危機管理発生時の初動体制や対応手順を定めたマニュアル等の、整備・管理

(カ所)	評価			A (良好)	B (普通)	C (改善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当					
都道府県保健所	15	1	8	70	131	5	7	237
指定都市保健所	2	0	0	5	18	0	0	26
中核市保健所	0	0	0	11	13	2	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	1	3	0	0	4
東京都特別区保健所	0	0	0	5	10	0	0	15
計	17	1	8	92	175	7	7	308

A.マニュアル等を整備し、一元的に管理しており、発生事例や訓練結果を基に随時改訂している
B.マニュアル等を整備し、一元的に管理しており、保管場所についても全職員に周知している
C.マニュアルを整備していない

5 体制整備

マニュアルの内容を、速やかに職員に周知する機会

(カ所)	評価			A (良好)	B (普通)	C (改善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当					
都道府県保健所	3	6	3	49	145	24	7	237
指定都市保健所	1	2	0	2	21	0	0	26
中核市保健所	0	0	0	5	18	3	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	1	3	0	0	4
東京都特別区保健所	0	0	0	4	11	0	0	15
計	4	8	3	61	198	27	7	308

A.職場内研修等を年1回以上開催し(配属された職員には1ヶ月以内)、マニュアルの内容を周知している
B.回覧等でマニュアルの内容を周知している
C.特に周知していない

6 体制整備

初動体制・調査方針決定の体制を整備

(カ所)	評価			A (良好)	B (普通)	C (改善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当					
都道府県保健所	0	1	0	140	74	14	6	237
指定都市保健所	0	0	0	18	4	2	0	26
中核市保健所	0	0	0	17	5	4	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	3	1	0	0	4
東京都特別区保健所	0	0	2	6	3	4	0	15
計	0	1	2	184	87	24	6	308

A.情報探知後すみやかに、所長を含めた所内会議を開催し、初動体制・調査方針を決定している
B.初動体制・調査方針について、電話連絡を含めた所長協議で決定している
C.現場担当者が、初動体制・調査方針を決定し、所長に事後報告している

7 体制整備

他保健所へ職員派遣を要請する基準や手順等の決定

評価 (カ所)	評価			A (良好)	B (普通)	C (要改善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当					
都道府県保健所	30	8	2	27	83	81	6	237
指定都市保健所	13	1	1	2	4	4	0	26
中核市保健所	3	4	2	0	7	10	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	1	0	3	0	4
東京都特別区保健所	1	0	0	0	13	1	0	15
計	47	14	5	30	107	99	6	308

A. 基準や手順が定められており、事例に基づいて手順の見直しや確認をしている
 B. 基準や手順が定められている
 C. 特に定められていない

8 体制整備

緊急時連絡網は、人事異動の際に速やかな修正

評価 (カ所)	評価			A (良好)	B (普通)	C (要改善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当					
都道府県保健所	3	1	1	170	55	1	6	237
指定都市保健所	1	0	0	16	8	0	1	26
中核市保健所	0	0	0	18	8	0	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	3	1	0	0	4
東京都特別区保健所	0	0	0	9	6	0	0	15
計	4	1	1	216	78	1	7	308

A. 連絡網は人事異動後1週間以内に速やかに情報を修正している
 B. 連絡網は、人事異動後1カ月以内に修正している
 C. 連絡網がない、又は人事異動後半年たっても修正していないことがある

9 体制整備

拭き取りヒンや滅菌カップなど調査機材の保存状況

評価 (カ所)	評価			A (良好)	B (普通)	C (要改善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当					
都道府県保健所	1	0	0	124	104	1	6	237
指定都市保健所	0	0	0	13	13	0	0	26
中核市保健所	0	0	0	15	11	0	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	2	2	0	0	4
東京都特別区保健所	1	0	0	14	1	0	0	15
計	1	0	0	168	131	1	6	308

A. 調査機材について責任者を決め、定期的に確認している
 B. 調査機材は整備しているが、定期的な確認はしていない
 C. 整備していない

10 体制整備

各種調査票(患者調査票、行動調査票、喫煙調査票等)、その他確認事項の点検・補充

評価 (カ所)	評価			A (良好)	B (普通)	C (要改善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当					
都道府県保健所	3	1	1	80	138	8	6	237
指定都市保健所	0	0	1	8	17	0	0	26
中核市保健所	0	0	0	11	13	2	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	3	1	0	0	4
東京都特別区保健所	0	0	0	11	4	0	0	15
計	3	1	2	113	173	10	6	308

A. 責任者を決め、定期的に点検・補充を行っている
 B. 不定期ではあるが、点検・補充を行っている
 C. 特に、点検・補充を行っていない

11 体制整備

食中毒発生時の訓練の定期的な実施

評価 (カ所)	評価			A (良好)	B (普通)	C (要改善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当					
都道府県保健所	8	5	5	11	55	147	6	237
指定都市保健所	1	0	1	3	4	17	0	26
中核市保健所	0	0	0	2	7	17	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	0	1	3	0	4
東京都特別区保健所	0	1	1	2	7	5	0	15
計	9	6	6	18	74	189	6	308

A. 関係機関を含めた訓練を行っている
 B. 職場内で訓練を行っている
 C. 定期的な訓練は行っていない

12 体制整備

病院等関係機関から、食中毒等の届出・通報の夜間・休日における円滑な受理

評価 (カ所)	評価			A (良好)	B (普通)	C (要改善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当					
都道府県保健所	1	0	3	106	121	0	6	237
指定都市保健所	0	0	0	6	20	0	0	26
中核市保健所	0	0	0	15	11	0	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	1	3	0	0	4
東京都特別区保健所	0	0	0	3	12	0	0	15
計	1	0	3	131	167	0	6	308

A. 当番を決め、専用携帯電話等で直接連絡がつくようにしている
 B. 留守番電話等を經由して、連絡がつくようにしている
 C. 夜間・休日は対応できない場合がある